

恒久的試験施設の外で実施する EMC 試験 （EMC 現場試験）活動に関する特定要求事項

VLAC-VR102-5:2026



発行日 2026 年 3 月 23 日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7 階

1. 適用

この文書は、恒久的試験施設の外で行う EMC 試験 (以後「EMC 現場試験」と記述する)を行う試験所に適用する特定要求事項を規定したものである。この特定要求事項には ISO/IEC 17025 では要求していない項目及び ISO/IEC 17025 の要求を超える項目が含まれている。この文書で規定していない事項は ISO/IEC 17025 を適用する。

2. 現場試験の定義

現場試験とは試験所 (試験場) の恒久的施設の外で行う試験をいう。

備考 1 恒久的施設とは試験所の所在地に立地する電波暗室、屋外試験場、シールドルームなどで NSA、S-VSWR、周囲電磁環境、シールド性能などの特性が EMC 試験場所の要求を満たしている試験施設をいう。

備考 2 顧客の施設や他の試験所の恒久的施設で、上記備考 1 の EMC 試験場所の要求を満たしている試験施設で行う試験は本規程の対象外である。

3. 現場試験を実施する試験所の要件

現場試験の認定を受ける試験所は次の事項を満たすこと。

3.1 VLAC の EMC 試験所認定を受けていること。初めて VLAC の認定を申請する試験所は、認定範囲に恒久施設における試験を含む。すなわち現場試験のみを行う試験所は認定の対象としない。

3.2 現場試験は認定を受けている試験所の要員が実施する。

3.3 現場試験の一部又は全部を外部委託してはならない。

4. 現場試験の実施

4.1 現場試験の選択

現場試験は次の場合に行われる。

(1) 国際規格、国内規格、地域規格、工業会規格など、公表され合意された規格が現場試験を規定している場合

(2) 恒久的施設で試験が実施できない合理的理由及び技術的理由がある場合

備考 1 現場試験を規定している規格の例として CISPR 11、ANSI C63.4 がある。

備考 2 現場試験を行う例として、恒久的施設の試験場に搬入できない大型装置の試験、規制当局による最終設置場所での試験要求がある。

備考 3 可能な場合は恒久的施設での試験を優先する。

4.2 試験計画

現場試験の試験計画には次の事項を含める。

4.2.1 試験方法

4.1(1)で挙げた規格に現場試験の規定がある場合はそれらの方法を優先して使用する。これらの規格が適用できない場合は、試験所が開発した方法を使用する。

4.2.2 限度値及び判定基準

4.1(1)で挙げた規格が現場試験を含み、かつ限度値と適合性判定基準を規定している場合はそれに従う。顧客が限度値及び判定基準を提示した場合はそれに従う。

4.2.3 適合性の表明のルール

報告書に適合性の表明を記述する場合は、規格に適合性の表明のルールが含まれている場合を除き、次の二つの事項を混同しないよう注意する必要がある。

- ・規格の要求を満たしている（規格からの逸脱が無い場合）
- ・規格の限度値を満たしている（規格からの逸脱があり、逸脱した条件下で限度値や許容値を満たしている）

4.2.4 顧客との契約

ISO/IEC 17025:2017 の箇条 7.1 の要求事項に加えて、以下の事項を明確に記載した取決めを顧客と交わす。

- 1) 試験現場の安全・保安・機密に関する注意または禁止事項。
- 2) 試験により周辺の機器が影響をおよぼす場合の責任。
- 3) 試験により試験品及び周辺装置の損害や損傷に関する責任。
- 4) VLAC が要求した場合は、顧客の設置場所又は製造業者の工場等での現場試験に審査員の立ち入り許可が得られるように取り計らう。

4.2.5 リスク管理

試験所は現場試験業務に付随するリスクを特定し、容認できるレベルまで低減する対策を講じること。

備考 次にリスクの例を挙げるがこれらに限らない。

- ・天候など自然環境の影響のリスク
- ・試験場所における事故や傷害の発生リスク

なお、関連する法律及び規則については本規程で言及しないが、法令の遵守は本規程よりも優先する。

4.3 試験環境

試験開始前に温度、湿度、気圧、振動、電源品質、周囲反射物の影響、無線通信、放送波、（外来電磁波等の試験に影響を及ぼす環境条件を監視し記録する。必要な場合は試験中も監視する。

4.4 結果の妥当性

現場試験には技能試験又は試験所間比較による妥当性監視は要求しない。（VR106A「技能試験・試験所間比較に関する方針」を参照。）

4.5 測定の不確かさ

試験結果に影響を与える測定の不確かさ要因を特定する。可能な場合は定量的な評価を行う。

5. 報告書

ISO/IEC 17025 箇条 7.8 の要求事項に加えて、報告書には次の情報を含める。

5.1 現場試験である旨の記述

5.2 供試機器の説明

5.3 試験場所の説明

5.4 温度、湿度、天候、気圧、電源品質、外来電磁波など結果に影響を及ぼす環境データ

5.5 試験場所及び試験配置の見取り図又は写真

6. 内部監査

現場試験を実施する試験所の内部監査は現場試験業務の監査も対象とする。

— 本文の終わり 以下余白 —

本文改定の主な内容 VR102-5:2026

要求事項本文は現場試験に柔軟に対応できるようより簡潔な記述に改めた。

旧版規程で ISO/IEC 17025 要求事項と重複する記述は極力削除した。

本文改定の主な内容 VR102-5:2024

2024年4月25日 初版
